

答 申 書

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が行った、「豊橋市新アリーナ建設・運営に関する民間提案に係る提案書及び審査会会議録」に係る公文書一部公開決定については、別紙2に掲げる部分を公開すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求までの経過

ア 平成30年10月11日 公文書公開請求

豊橋市新アリーナの建設・運営に関する民間提案に係る一切の資料（提案書・審査会議事録）に関する公文書公開請求

イ 平成30年10月25日 公文書一部公開決定

対象公文書を豊橋市新アリーナの建設・運営に関する民間提案に係る提案書及び審査会議事録と特定した上で、当該提案書及び審査会議事録のうち一部を、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号、第6号及び第7号を理由として非公開とする旨の公文書一部公開決定を行った。

ウ 平成30年10月30日 審査請求

(2) 審査請求の内容

ア 審査請求の趣旨

前記公文書一部公開決定処分のうち、公開しないこととした部分について、人名など特に秘匿すべき個人情報を除くすべての部分を開示するとの裁決を求める。

イ 審査請求の理由

審査請求人（以下「請求人」という。）の主張を、平成30年10月30日付け審査請求書、平成31年1月4日付け反論書、同年2月6日付け意見書及び同年2月22日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。

(ア) 提案書について

a 条例第6条第1項第2号本文について

条例第6条第1項第2号本文の当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、「害するおそれ」とは、抽象的なものではなく法的保護を必要とする具体的な可能性を備えるもので、業者の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるものでなければならない。

市長は、非公開を求める事業者の観点から一方的に情報公開の判断を行っており、市が自らの活動を説明する義務を果たすため、原則公開の観点で非公開情報に該当するか否かの判断を行っていないことを示すものである。

b 条例第6条第1項第2号ただし書について

条例第6条第1項第2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、非公開により保護される利益と、公開により保護される利益との比較衡量の結果、後者が前者に優越すると認められるときに公開が義務付けられるものであるが、生命身体等の非財産的法益と財産的法益の場合では要保護性に差異が生ずるとされている。そして、住環境を害されることによる精神的苦痛や健康被害などの非財産的法益は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益などの財産的法益とは別の観点から公開非公開の判断をする必要がある。

豊橋新アリーナの建設予定地は、第1種住居地域にあり、この建物は建築基準法第48条により規制を受ける建物のため、この建物により周辺住環境を

害するおそれがあることは法の規定により明らかである。

- c 以上より、市長が提案書について非公開とした部分については、公開されるべきである。

(イ) 議事録について

- a 条例第6条第1項第6号について

市長は、非公開とする理由を、「未確定な情報を時期尚早な段階で公にすることで外部干渉により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある」、「未成熟な情報が確定的と誤解され、不当に市民に混乱を生じさせるおそれが認められる」としている。

情報を早期に、また、積極的に公開することにより、自らの活動が制約されるのを恐れるためそれを躊躇することは理解できる。しかし、市は、同時に自らの諸活動を説明する責務を負わなければならない。

本計画のような市民の生活に密接に関係するものである場合、市は未確定な情報を時期尚早な段階で公にすることで外部干渉により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれ、又は、未成熟な情報が確定的と誤解され、不当に市民に混乱を生じさせることがないように、慎重かつ積極的に市民に情報を提供しなければならない。

- b 条例第6条第1項第7号について

審査員の氏名など個人の情報に該当するものを除き、aと同様の理由により公開すべき情報である。

- c 以上より、市長が議事録について非公開とした部分については、公開されるべきである。

(ウ) その他の主張

- a 市長は、非公開の理由として、計画が未熟な情報あるいは未確定な情報としているが、計画は常に計画であり、未熟な情報あるいは未確定な情報として公開されれば、それを市民は確定した情報と誤解するのか疑問である。

b 条例では、市政に対する市民の理解を深め、市民との信頼関係の増進に寄与することを目的とされているが、実際、市民は、市が情報を公開していないので分からないという状況である。信頼関係の増進どころか不信感につながっている。

c 新アリーナの建設に関して、近隣住民に対する説明はされておらず、少なくとも利害関係者には、信頼関係が醸成される程度の説明がされてしかるべきであるが、それがされておらず、今回の審査請求に至ったものである。

(エ) よって、市長の公文書一部公開決定は、取り消されるべきである。

3 市長の主張の要旨

市長の主張を、平成30年11月30日付け弁明書及び平成31年2月22日の本審査会における調査から要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、①豊橋市新アリーナ建設・運営に関する民間提案募集に、特定の事業者が提出した提案書及び②「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集審査委員会の議事録（第1回から第4回まで）である。

(2) 非公開とした理由

ア ①提案書について

(ア) 条例第6条第1項第2号本文について

非公開とした部分及び非公開とした理由は、別紙1のとおりである。

(イ) 条例第6条第1項第2号ただし書について

a 同号ただし書は、非公開により保護される利益と公開により保護される利益との比較衡量の結果、後者が前者に優越すると認められるときに実施機関に対し、公開を義務付けるものである。

b 提案書の非公開とした部分は、提案業者のノウハウや内部管理に関する情報であり、企業活動において秘匿されるべき情報である。そして、提案業

者は、協議対象者に選定されたにすぎず、この提案そのものが確実に採用されるものではなく、また、非公開とした部分の情報が公開されても、それにより、生命、健康、生活又は財産が保護されるという関係にあるものではない。

c したがって、公開により保護される利益が、非公開により保護される利益に優越するものとは認められない。

(ウ) よって、提案書について非公開とした情報は、条例第6条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書には該当しない。

イ ②「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集審査委員会の議事録（第1回から第4回まで）について

非公開とした部分及び非公開とした理由は、別紙1のとおりである。

よって、議事録について非公開とした情報は、条例第6条第1項第2号、第6号及び第7号に該当する。

ウ 以上の理由により、公文書一部公開決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の指針

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（条例第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分に尊重した上で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（条例第3条）。

そして、条例第6条第1項は、公文書の原則公開を定めるとともに、公開請求に係る情報が非公開情報に当たるかどうかの判断権を実施機関が有する

ことを規定している。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件非公開情報の非公開情報該当性について

ア 提案書について

(ア) 提案書の非公開情報について

a 市長が一部公開決定をした提案書は、豊橋市新アリーナ建設・運営に関する民間提案募集に、特定の事業者が提出した提案書であるところ、この提案書の審査により、豊橋市新アリーナ建設・運営の協議対象者が選定されるものである。

この募集に当たっては、市長は、新アリーナ整備の目的や提案募集の目的、提案内容の募集条件等を募集要項等により提示して、協議対象者を募集したことが認められる。

本件提案書は、募集要項等に基づき、事業計画に関する事項、施設の設計・建設に関する事項、施設の維持管理等に関する事項、施設の運営に関する事項、地域貢献に関する事項等で構成されている。

なお、この募集要項には、提案書が条例に規定する「公文書」として、開示請求の対象となる旨の記載があることが認められる。

b 非公開情報の条例第6条第1項第2号本文該当性について

(a) 同号は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものにつき非公開とするものである。そして、公文書は、原則として公開すると定める条例第6条第1項の趣旨からすれば、同号の「おそれ」は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が認められる場合をいう。

(b) 市長は、別紙1のとおり、非公開とした理由は、法人等のノウハウや

内部管理に関する情報に該当するためであると主張する。

- (c) 本審査会が、本件提案書を見分したところ、豊橋市新アリーナ建設・運営事業の実施に伴う、設計・建設・運営を一体的に行うための体制・仕組みの考え方、事業実施の構成員及びそれぞれの責務並びに連携関係、事業の継続性を確保するための仕組み及びリスク管理の考え方、長期収支計画、資金調達方法、建設事業費、運営の長期収支計画、施設の設計・建設方針、建設工期、施設の概要、スポーツ施設・設備の機能性、施設のエンターテインメント性、施設の維持管理等、施設の運営、地域貢献に関する具体的な情報等が記載されている。

これらの市長により非公開とされた情報は、当該提案業者の同種の施設運営等によって蓄積されたノウハウ等に関する情報であり、また、事業の継続性を確保するための仕組み、リスク管理の考え方、長期収支計画、資金調達方法、建設事業費、施設の維持管理等に関する情報は、経営戦略上の情報及び財務経理に関する情報であるため、当該提案業者の内部管理に関する情報であると認められる。

- (d) もっとも、本審査会が調査したところ、平成30年10月16日付け総務・建設消防委員会連合審査会資料『豊橋市「新アリーナ」の建設・運営について』、平成30年9月付け『豊橋市「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集 審査講評』等により、本件公文書一部公開請求の前後を通じ既に公表されている情報があると認められる。審査請求における審査庁の裁決は、裁決時の事実関係に基づいて適否を判断するのが相当であるため、本審査会においても、答申時の事実関係に基づいて公開又は非公開の判断をするものとする。

そして、この既に公表されている情報については、当該提案業者のノウハウ又は内部管理に関する情報として非公開とすべき利益を有しないものと言える。

- (e) また、提案書そのものにおいても、ある部分では非公開とされているが、当該部分とは別の箇所で公開されているものがあることが認められる。これらの情報についても、(d)と同様、非公開とすべき利益を有しないものと言える。
 - (f) なお、これらに加え、本審査会による提案業者に対する意見照会の回答として、公開に異議がないとした部分については、公開すべきである。
 - (g) 以上を踏まえると、別紙2の公開すべき部分については、公開するのが妥当である。
- c 非公開情報の条例第6条第1項第2号ただし書該当性について
- (a) 同号ただし書について

同号ただし書は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を公開しなければならないとするものである。
 - (b) このことに関し、市長は、非公開とした情報は、法人のノウハウ、内部管理に関する情報であり、しかも、提案業者は協議対象者に選定されたにすぎず、この提案そのものが確実に採用されるものではなく、また、非公開とした部分の情報が公開されても、それにより、生命、健康、生活又は財産が保護されるという関係にあるものではないと主張する。他方、請求人は、豊橋新アリーナの建設予定地は、第1種住居地域にあり、この建物は建築基準法第48条により規制を受ける建物のため、この建物により周辺住環境を害するおそれがあることは法の規定により明らかである等と主張する。
 - (c) 本審査会で非公開とされた情報を見分したところ、本件提案書に人の生命、健康等に直結する内容が記載されているものとは認められない。また、募集要項において、建設予定地、建築面積、競技場の広さ、競技

種目、観客席数、維持管理運営等に関する事項が明らかにされることにより、建設規模、実施内容が明らかにされているため、いかなる規模の施設が建設予定であるかを知ることができる。これらの事情を踏まえると、本審査会で非公開とすることが妥当とする情報については、公にする必要性は認められない。

したがって、当該情報については、条例第6条第1項第2号ただし書に該当しない。

イ 議事録について

(ア) 第1回議事録の非公開情報について

a 委員の氏名

(a) 市長は、委員の氏名を、条例第6条第1項第7号に該当するとして非公開とした。

(b) この非公開情報につき、本審査会の口頭意見陳述において、請求人より、議事録の委員の氏名については、不服はないとの説明がなされたので、委員の氏名部分については、審査の対象とはしない。

b 発言から発言者（委員）が特定できる情報（2頁下から8行目）

(a) 市長は、発言から発言者（委員）が特定できる情報を、条例第6条第1項第7号に該当するとして非公開とした。

(b) 条例第6条第1項第7号該当性について

同号は、市の機関等が行う事務等に関する情報であり、公にすることにより、同号アからオまでに掲げるおそれ及びその他当該事務等の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにつき非公開とするものである。そして、公文書は原則として公開すると定める条例第6条第1項の趣旨からすれば、同号の「支障」の程度は、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」は法的保護に値する程度の蓋然性が認められる場合をいう。

(c) 発言から発言者(委員)の氏名が特定できる情報(2頁下から8行目)も委員の氏名と同様、これを公開すると、将来の同種の審査会業務において、自由な意見交換を妨げるおそれがあると認められるため、条例第6条第1項第7号の非公開情報に該当する。

(イ) 第2回議事録の非公開情報について

a 委員の氏名及び発言から発言者(委員)が特定できる情報

委員の氏名部分については、(2)イ(ア)aと同様、審査の対象ではなく、また、発言から発言者(委員)の氏名が特定できる情報(5頁上から10行目及び11行目、及び6頁下から10行目)については、(2)イ(ア)bと同様、条例第6条第1項第7号に該当する。

b 委員の発言内容(aの情報を除く。)及び事務局の発言内容

(a) 市長は、これらの情報について、別紙1のとおり、条例第6条第1項第2号、第6号及び第7号に該当するとして非公開とした。

(b) 条例第6条第1項第7号該当性について

これらの情報は、この会議後に実施される提案業者に対するプレゼンテーションに備えた委員及び事務局の提案業者が提出した提案書に関する評価、審査の着眼点、確認事項等に関するものである。また、委員等が会議において率直な意見交換をしたものであることが認められる。

市長の主張のとおり、このような情報が公開されると、将来の同種の審査会業務において、自由な意見交換を妨げるおそれがあると認められる。

また、前述したとおり、提案書に対する評価、審査の着眼点、確認事項等が記載されており、これが公開されると、将来の同種の提案募集がされた場合、これらを前提に業者から事業提案がなされる可能性がある。

そうすると、将来の同種の事業者選定において、事業者の適正な事業遂行能力や事業提案能力を把握することが困難になり、適正な審査に支

障を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、委員の発言内容（a の情報を除く。）及び事務局の発言内容は、条例第 6 条第 1 項第 7 号に該当する。

- (c) なお、市長は、別紙 1 のとおり、条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 6 号も併せて非公開の理由として主張するが、当該非公開情報は、(b) で前述したとおり、条例第 6 条第 1 項第 7 号に該当するため、条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に該当するか否かを判断する必要がないものと認められる。

- (ウ) 第 3 回議事録の非公開情報について

- a 委員の氏名

委員の氏名部分については、(2)イ(ア)a と同様、審査の対象ではない。

- b 発言から発言者（委員）が特定できる情報（14頁上から21行目）

第 1 回及び第 2 回議事録とは異なり、当該非公開情報を公開しても発言者（委員）を特定することはできないため、条例第 6 条第 1 項第 7 号の非公開情報に該当しない。

- c 提案業者のプレゼンテーションの内容

- (a) 市長は、これらの情報について、別紙 1 のとおり、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当するとして非公開とした。

- (b) これらの情報は、提案業者が提出した提案書に基づき、具体的なスキームやアピールポイントを説明した情報であり、プレゼンテーションの方法も含め、提案業者の独自のノウハウに基づくものであると認められる。そして、これらの情報が公開されると、当該提案業者等の競争上の地位を阻害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第 6 条第 1 項第 2 号本文に該当し、また、(2)ア(ア)c と同様、同号ただし書に該当しない。

- d 質疑応答部分（3頁から11頁まで）

(a) 市長は、これらの情報について、別紙1のとおり、条例第6条第1項第2号及び第7号に該当するとして非公開とした。

(b) これらの情報は、提案業者のプレゼンテーション内容に基づき、先の第2回の委員会において議論した着眼点、確認事項等を参考に個別具体的に質問したものであり、それに対し、提案業者が個別具体的に提案業者の独自のノウハウに基づき応答したものであると認められる。

これらの情報が公開されると、提案業者の競争上の地位を阻害するおそれがある。また、(2)イ(イ)b(b)と同様、将来の同種の審査会業務において、自由な意見交換を妨げるおそれがあると認められるとともに、将来の同種の事業者選定において、事業者の適正な事業遂行能力や事業提案能力を把握することが困難になり、適正な審査に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第6条第1項第2号本文及び第7号に該当する。また、(2)ア(ア)cと同様、条例第6条第1項第2号ただし書に該当しない。

e 評価及び意見交換部分（11頁から14頁まで）

(a) 市長は、これらの情報について、別紙1のとおり、条例第6条第1項第2号、第6号及び第7号に該当するとして非公開とした。

(b) 条例第6条第1項第7号該当性について

これらの情報は、委員がプレゼンテーション、質疑応答及び提案書の内容を踏まえ、率直な意見交換をしたものであることが認められ、また、提案書に対する評価が述べられていることが認められる。

これらの情報が公開されると、(2)イ(イ)b(b)と同様、将来の同種の審査会業務において、自由な意見交換を妨げるおそれがあると認められるとともに、将来の同種の事業者選定において、事業者の適正な事業遂行能力や事業提案能力を把握することが困難になり、適正な審査に支障を

生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第6条第1項第7号に該当する。

- (c) なお、市長は、別紙1のとおり、条例第6条第1項第2号及び第6号も併せて非公開の理由として主張するが、当該非公開情報は、(b)で前述したとおり、条例第6条第1項第7号に該当するため、条例第6条第1項第2号及び第6号に該当するか否かを判断する必要がないものと認められる。

(エ) 第4回議事録の非公開情報について

a 委員の氏名

委員の氏名部分については、(2)イ(ア)aと同様、審査の対象ではない。

b 審査基準に関する情報

- (a) 市長は、これらの情報について、別紙1のとおり、条例第6条第1項第7号に該当するとして非公開とした。

- (b) これらの情報は、平成30年9月に公表された『豊橋市「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集 審査講評』における、「5. 審査講評(1) 各審査項目の講評」の評価の基準を示したものであることが認められる。

これらの情報が公開されると、(2)イ(イ)b(b)と同様、将来の同種の事業者選定において、事業者の適正な事業遂行能力や事業提案能力を把握することが困難になり、適正な審査に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、条例第6条第1項第7号に該当する。

c 提案者のノウハウ等及び内部管理に関する情報

- (a) 市長は、これらの情報について、別紙1のとおり、条例第6条第1項第2号に該当するとして非公開とした。

- (b) 市長は、発言者の発言内容に提案業者の考え方が含まれていると判断

し、条例第6条第1項第2号の非公開情報に該当すると判断しているものと思われる。

- (c) 本審査会は、条例第6条第1項第2号の適用を否定するものではないが、発言内容を踏まえると、審査講評の作成における表現の在り方等を検討しているものであると認められる。

これらの情報が公開されると、(2)イ(i)b(b)と同様、将来の同種の審査会業務において、自由な意見交換を妨げるおそれがあると認められる。

したがって、条例第6条第1項第7号に該当する。なお、条例第6条第1項第2号を理由に非公開とした市長の判断を前提としても、(2)ア(ア)cと同様、同号ただし書に該当しない。

- (オ) 以上を踏まえると、別紙2の公開すべき部分については、公開するのが妥当である。

ウ よって、別紙2に掲げる部分は公開すべきであり、その余の部分を非公開とすることは妥当である。

- (3) 以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

- (4) 付記

本審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり付記する。

本件提案書の公開につき、本審査会が提案業者に意見照会したところ、公開に反対する旨の意思表示があった。審査会の判断は、その公開に反対した部分よりも更なる公開を求めるものであるとの結論であるため、提案業者の争訟の機会の確保を図る必要がある。

そのため、公開に対する反対意思の有無につき第三者に意見照会した場合には、公開に反対する意思が表示されたにもかかわらず公文書を公開するとき、公開決定の日と公開を実施する日との間に2週間以上の期間を置かなければならないと規定する条例第12条第3項の趣旨に鑑みて、仮に本件非公開部分の情報を公開する場合は、公開決定の日と公開を実施する日との間に2

週間以上の期間を空けるとともに、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を、公開決定後速やかに提案業者へ書面にて通知すべきものとする。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
平成 31. 1. 10	○諮問（第91号）
31. 2. 22	○口頭意見陳述の実施 ○審査
31. 3. 29	○関係者への意見照会
31. 4. 23	○審査
令和 1. 6. 24	○審査
1. 9. 12	○答申内容の決定

【豊橋市情報公開・個人情報保護審査会（第1部会）】

委員（会長）	庄 村 勇 人
委員	見 目 喜 重
委員	赤 本 優

別紙1 非公開箇所及び非公開理由

第1 提案書

	非公開箇所	非公開根拠 条文	非公開理由
1	<p>①提案書3頁の非公開部分</p> <p>②提案書4頁の非公開部分</p> <p>③提案書6頁の「建設事業費」中の金額欄及び備考欄の一部</p> <p>④提案書7頁の「d. ゼビオグループのネットワークを活用した興業誘致」に関する非公開部分</p> <p>⑤提案書8頁の「プランニングについて」及び「空間デザインについて」の非公開部分</p> <p>⑥提案書9頁の非公開部分(ただし、2にも該当する。)</p> <p>⑦提案書10頁の「施設概要について」中の観客席数</p> <p>⑧提案書11頁の非公開部分</p> <p>⑨提案書15頁の「d. 諸室も含めた多目的な使いやすさの実現」の非公開部分</p> <p>⑩提案書16頁の「e. 特別観覧席としてラグジュアリー空間を演出」の非公開部分</p>	<p>条例第6条 第1項第2 号</p>	<p>提案業者のノウハウ等に関する情報であって、これを公開すると他の法人等や個人との競争上の地位を害するおそれがあると認められる。</p>

	<p>⑪提案書17頁の「a. 行政の財政支出軽減と価値保全の実現」及び「b. トータルライフサイクルコストの削減」の非公開部分（ただし、2にも該当する。）</p> <p>⑫提案書18頁の「c. まちなかにおける賑わいの拠点として市内外から「集客」「収益」できる施設」及び「d. 民間事業者の持つ技術力やノウハウ、資金力を最大限活用した施設」の非公開部分</p> <p>⑬提案書19頁の「④利用料金」の非公開部分</p> <p>⑭提案書21頁の「f. 年間総枠数の約50%を豊橋市に賃貸借するスキーム」の非公開部分</p>		
2	<p>①提案書5頁の非公開部分</p> <p>②提案書7頁の「運営の長期収支計画」表中の豊橋市からの年間利用料収入を除く収入金額、費用及び損益金額並びに想定事業収支に関する提案業者の認識</p> <p>③提案書7頁の「ゼビオグループ自己資金を活用した資金調</p>	同上	提案業者の事業方針、資金調達方法等の経理関係、リスク管理体制等に関する情報であって、これを公開すると内部管理への不当な干渉となるおそれがあると認められる。

	達」に関する非公開部分		
--	-------------	--	--

第2 議事録

1 第1回「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集審査委員会

	非公開箇所	非公開根拠 条文	非公開理由
1	発言に係る委員氏名及び委員の発言内容	条例第6条 第1項第7号	発言に係る委員氏名及び個別の発言が公開されると、率直な意見を述べることを躊躇せざるを得なくなるおそれがあり、自由な意見交換が阻害されるおそれがあると認められ、今後開催される予定の同種の審査委員会の業務に支障が生じるおそれがあると認められる。

2 第2回「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集審査委員会

	非公開箇所	非公開根拠 条文	非公開理由
1	発言に係る委員氏名並びに委員及び事務局の発言内容	条例第6条 第1項第7号	発言に係る委員氏名及び個別の発言が公開されると、率直な意見を述べることを躊躇せざるを得なくなるおそれがあり、自由な意見交換が阻害されるおそれがあると認められる。

			認められ、今後開催される予定の同種の審査委員会の業務に支障が生じるおそれがあると認められる。
2	<p>提案に関する検討段階の内容</p> <p>①議事録2頁下から1行目及び2行目の非公開部分</p> <p>②8頁上から7行目の非公開部分</p>	<p>条例第6条 第1項第6号</p>	<p>未確定の情報であって、時期尚早な段階で公にすることによって、外部からの干渉等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれたり、未成熟な情報が確定的と誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。</p>
3	<p>提案書のノウハウ等及び内部管理に関する情報</p> <p>①議事録3頁上から4行目から10行目まで、22行目から26行目までの非公開部分</p> <p>②4頁上から2行目、20行目、21行目、28行目及び29行目の非公開部分</p> <p>③5頁上から2行目、5行目及び29行目から31行目までの非公開部分</p> <p>④6頁上から1行目の非公開</p>	<p>条例第6条 第1項第2号</p>	<p>提案業者のノウハウ等に関する情報であって、これを公開すると他の法人等や個人との競争上の地位を害するおそれがあると認められる。</p> <p>提案業者の事業方針、資金調達方法等の経理関係、リスク管理体制等に関する情報であって、これを公開すると内部管理への不当な干渉となるおそれがあると認めら</p>

部分 ⑤ 7 頁下から 5 行目の非公開部分 ⑥ 8 頁上から 3 行目、4 行目、8 行目から 11 行目まで及び 18 行目から 21 行目までの非公開部分		れる。
--	--	-----

3 第 3 回「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集審査委員会

	非公開箇所	非公開根拠 条文	非公開理由
1	ヒアリング（質疑応答）に関する委員氏名及びヒアリング（質疑応答）の質問・回答内容並びに「3、評価及び意見交換」の委員氏名・発言内容	条例第 6 条 第 1 項第 7 号	<p>発言に係る委員氏名及び個別の発言が公開されると、率直な意見を述べることを躊躇せざるを得なくなるおそれがあり、自由な意見交換が阻害されるおそれがあると認められ、今後開催される予定の同種の審査委員会の業務に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>具体的なヒアリングの質問・回答内容は、本件審査会業務と将来における同種の審査会業務でのヒアリング内容を推測されるおそれが</p>

			あり、適正な審査業務に支障が生ずるおそれがあると認められる。
2	<p>提案者のノウハウ等及び内部管理に関する情報</p> <p>①議事録1頁から3頁までの「2、プレゼンテーション及びヒアリング」中の425社のプレゼンテーション内容</p> <p>②議事録3頁から11頁までの「○質疑応答」中の非公開部分</p> <p>③議事11頁下から3行目、8行目及び9行目の非公開部分、12頁下から9行目の非公開部分、並びに13頁下から3行目から5行目までの非公開部分</p>	<p>条例第6条 第1項第2号</p>	<p>提案業者のノウハウ等に関する情報であって、これを公開すると他の法人等や個人との競争上の地位を害するおそれがあると認められる。</p> <p>提案業者の事業方針、資金調達方法等の経理関係、リスク管理体制等に関する情報であって、これを公開すると内部管理への不当な干渉となるおそれがあると認められる。</p>
3	<p>提案に関する検討段階の内容</p> <p>①議事録13頁下から3行目から5行目までの非公開部分</p>	<p>条例第6条 第1項第6号</p>	<p>未確定の情報であって、時期尚早な段階で公にすることによって、外部からの干渉等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれたり、未成熟な情報が確定的と誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。</p>

4 第4回「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集審査委員会

	非公開箇所	非公開根拠 条文	非公開理由
1	発言に係る委員氏名、発言部分の委員氏名	条例第6条 第1項第7号	発言に係る委員氏名及び発言部分の委員氏名が公開されると、率直な意見を述べることを躊躇せざるを得なくなるおそれがあり、自由な意見交換が阻害されるおそれがあると認められ、今後開催される予定の同種の審査委員会の業務に支障が生じるおそれがあると認められる。
2	審査基準に関する部分 ①議事録2頁上から9行目及び10行目の非公開部分	条例第6条 第1項第7号	具体的な評価基準に関する情報であって、将来における同種の審査会業務での評価基準を推測されるおそれがあり、適正な審査業務に支障が生ずるおそれがあると認められる。
3	提案者のノウハウ等及び内部管理に関する情報 ①議事録3頁上から14行目から17行目までの非公開部分、並びに下から6行目及び7行目	条例第6条 第1項第2号	提案業者のノウハウ等に関する情報であって、これを公開すると他の法人等や個人との競争上の地位を害するおそれがあると認められ

	の非公開部分	<p>る。</p> <p>提案業者の事業方針、資金調達方法等の経理関係、リスク管理体制等に関する情報であって、これを公開すると内部管理への不当な干渉となるおそれがあると認められる。</p>
--	--------	--

別紙2 公開すべき部分

第1 提案書

	文書の冒頭からのページ	公開すべき部分
1	3頁	「b.ハード・ソフト一体の責任一元化による計画推進」の非公開とされた部分
2	3頁	「・設計・建設・運営を一体的に行うための体制・仕組みの考え方について」の非公開とされた部分のうち、左側部分のタイトル部分
3	3頁	「・設計・建設・運営を一体的に行うための体制・仕組みの考え方について」の非公開とされた部分のうち、右側下段部分（下から7行目までをいう。）
4	4頁	「a.設計・建設段階における事業実施の構成員及びそれぞれの責務並びに連携関係」の非公開部分のうち、1行目、4行目及び7行目の部分、並びに連携関係図のうち、それに相当する構成員の部分、及び市に関し記述された部分（構成員の部分に限る。）
5	4頁	「b.運営段階における事業実施の構成員及びそれぞれの責務並びに連携関係」の非公開部分のうち、1行目、5行目及び9行目の部分、並びに連携関係図のうち、それに相当する構成員の部分、及び市に関し記述された部分（構成員の部分に限る。）
6	5頁	「a.ステークホルダーとの持続可能な連携による継続性の担保」の非公開とされた部分
7	5頁	「c.グループガバナンス・リスク管理体制」の非公開とされた部分のうち、4行目6文字目（句読点含む。）から27文

		字目（句読点含む。）まで、及び35文字目から5行目まで
8	7頁	「d. ゼビオグループのネットワークを活用した興行誘致」の非公開とされた部分
9	7頁	「ゼビオグループ自己資金を活用した資金調達」の非公開とされた部分のうち、1行目の部分
10	8頁	「プランニングについて」の「拡張性」に関し記述された部分のうち、1行目から4行目までの部分、「ゾーニング」に関し記述された部分のうち、1行目から6行目の9文字目（句読点含む。）までの部分、「スタンド」に関し記述された部分のうち、1行目から3行目4文字目（句読点含む。）までの部分、及び7行目8文字目（句読点含む。）から10行目までの部分、並びに「映像演出」に関し記述された部分のうち、6行目から8行目5文字目（句読点含む。）までの部分
11	9頁	中段部分（「本アリーナプロジェクトのマスタースケジュール（案）」と「山下PMCについて」との間に記載された部分をいう。）の非公開とされた部分のうち、左側部分のタイトル部分
12	18頁	「c. まちなかにおける賑わいの拠点として市内外から「集客」「収益」できる施設」の非公開とされた部分
13	18頁	「d. 民間事業者の持つ技術力やノウハウ、資金力を最大限活用した施設」の非公開とされた部分
14	19頁	「④利用料金」の非公開とされた部分のうち、具体的な金額が記載された部分及びそれらの記述の間にある説明文（4行）を除く部分。
15	21頁	「f. 年間総枠数の約50%を豊橋市に賃貸借するスキーム」

		の非公開とされた部分
--	--	------------

第2 議事録

1 第3回「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集審査委員会

	文書の冒頭か らのページ	公開すべき部分
1	14頁	上から21行目の非公開とされた部分